

豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)
条 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年

附則第八条中「昭和六十年度」の下に「から昭和六十三年度までの箇」を加える。

「同年度」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

附則第五項中「前二項」を「附則第三項から前

ら第三号まで、第五号、第六号、第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号に掲げる規定中「十分の五・五」とあるのは「十分

の六」と、第四号に掲げる規定中「昭和六十年
度にあつては、十分の六とし、当該市町村の
設置するものを含め、昭和六十一年度及び昭
和六十二年度にあつては、十分の五・五」と
あるのは「昭和六十年から昭和六十二年
までの各年度にあつては、十分の六」と、第
七号、第九号、第十号及び第十二号に掲げる
規定中「十分の六」とあるのは「三分の二」とす
る。

一 豪雪地帯対策特別措置法第十五条第一項
及び第二項

二 過疎地域振興特別措置法附則第九項

三 公立養護学校整備特別措置法附則第九項

四 義務教育諸学校施設費国庫負担法附則第
三項

五 森林法附則第四項

六 砂防法第五十条

七 積雪寒冷特別地域における道路交通の確
保に関する特別措置法附則第二項

八 地すべり等防止法附則第六条

九 道路整備緊急措置法附則第五項

十 奥地等産業開発道路整備臨時措置法附則
第四項

十一 河川法附則第三項

十二 河川法施行法附則第三項

十三 交通安全施設等整備事業に関する緊急
措置法附則第三項

十四 公害の防止に関する事業に係る国の財
政上の特別措置に関する法律附則第七條

附則第三項の次に次の二項を加える。

4 整備事業で昭和六十一年度から昭和六十
三年度までの各年度において第二条第二項又は
第三条の規定により指定される指定ダム等に
係るもの（森林法第四十一条第二項に規定す
る保安施設事業のうち災害による土砂の崩壊
等の危険な状況に対処するために緊急治山事
業として実施されるもの、砂防法第一条に規
定する砂防工事のうち災害による土砂の崩壊
等の危険な状況に対処するために実施する緊

急砂防事業に係るもの及び積雪寒冷特別地域
における道路交通の確保に関する特別措置法
第六条に規定する防雪又は凍雪害の防止に係
る事業として実施されるものを除く。）につい
ての別表第一及び別表第二の規定の昭和六十
一年度から昭和六十三年度までの各年度にお
ける適用については、これらの規定中「十分
の七」とあるのは「十分の六」と、「四分の三」
とあるのは「十分の六」と、「三分の二」とあ
るのは「十分の五・五」と、「十分の五・五」とあ
るのは「二分の一」とする。

5 整備事業のうち、前項の指定ダム等に係る
ものであつて、積雪寒冷特別地域における道
路交通の確保に関する特別措置法第六条に規
定する防雪又は凍雪害の防止に係る事業とし
て実施されるものについての別表第一の規定
の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの
各年度における適用については、同表道路法
第三条第三号の都道府県道及び同表第四号の
市町村道の施設又は改築（政令で定めるもの
を除く。）の項中「四分の三」とあるのは、「三
分の二」とする。

（過疎地域振興特別措置法の一部改正）
第八条 過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年
法律第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十九項を附則第二十項とし、附則第九
項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、附則
第十八項の次に次の一項を加える。

（昭和六十一年度から昭和六十三年度までの
特例）
9 第十一条第一項及び別表の規定の昭和六十
一年度から昭和六十三年度までの各年度にお
ける適用については、同項並びに同表教育施
設の項及び消防施設の項中「三分の二」とあ
るのは「十分の五・五」と、同表児童福祉施設
の項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」
又は地方公共団体以外の者が設置する保育所
に係るものにあつては、三分の二」とする。
（明日香村における歴史的風土の保存及び生活

環境の整備等に関する特別措置法の一部改正）
第九條 明日香村における歴史的風土の保存及び
生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五
十五年法律第六十号）の一部を次のように改正
する。

附則第七條の見出し中「昭和六十年」の下に
「から昭和六十三年度まで」を加え、同条第一項
中「負担割合」を「負担又は補助の割合」に改め、
同項第一号中「附則第四項の下に」及び第五項
を加え、同項第二号中「附則第二項の下に」及
び第三項を加え、同条第二項中「前項」を「前二
項」に改め、「昭和六十年」の下に「から昭和六
十三年度までの間」を加え、同項を同条第三項
とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 明日香村整備計画に基づく事業で前項第一
号の政令で定めるものに係る経費に対する国
の負担又は補助の割合については、道路整備
緊急措置法附則第五項中「十分の六（土地区画
整理事業に係るものにあつては、十分の五・
五）」とあるのは、「十分の六」とする。

（奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島
振興特別措置法の一部を改正する法律の一部改
正）
第十条 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原
諸島振興特別措置法の一部を改正する法律（昭
和五十九年法律第十号）の一部を次のように改
正する。

附則第七項の見出し中「昭和六十年」の下に
「から昭和六十三年度まで」を加え、同項中「昭
和六十年」の下に「から昭和六十三年度までの
各年度」を、「（附則第四項の下に）又は附則第五
項」を加える。

第二章 大蔵省関係
（厚生保険特別会計法の一部改正）
第十一条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律
第十号）の一部を次のように改正する。

第十八条ノ十の次に次の一条を加える。
第十八条ノ十一 政府ハ昭和六十一年度ヨリ昭
和六十三年度迄ノ間（以下特例期間ト称ス）ニ

於ケル各年度ニ係ル国民年金法等の一部を改
正する法律（昭和六十年法律第三十四号）以下
六十年改正法ト称ス）附則第七十九條ノ規定
ニ依ル國庫負担ニ付テハ当該各年度ニ於テ一
般會計ヨリ当該各年度ニ係ル同条ノ規定ニ依
ル國庫負担金ノ額ノ二分ノ一ニ相当スル額ヲ
下ラザル範圍内ニ於テ予算ニ定ムル額ヲ年金
勘定ニ繰入ルベシ
政府ハ前項ノ措置ニ因リ将来ニ亙ル厚生年金
保険事業ノ財政ノ安定ガ損ハルコトナキ様
特例期間經過後ニ於テ國ノ財政状況ヲ勘案シ
ツツ特例期間ニ於ケル各年度ニ係ル六十年改
正法附則第七十九條ノ規定ニ依ル國庫負担金
ノ額ト前項ノ規定ニ依ル繰入金ノ額トノ差額
ニ相当スル額及前項ノ規定ニ依ル國庫負担金
ノ繰入金ノ特例措置ナカリセバ年金勘定ニ於テ
生ズベカリシ運用収入ニ相当スル額ヲ一般會
計ヨリ年金勘定ニ繰入ルベシ
（地震再保険特別会計法の一部改正）
第十二條 地震再保険特別会計法（昭和四十一年
法律第七十四号）の一部を次のように改正する。
附則第二項を次のように改める。
（昭和六十一年度から昭和六十三年度までの
特例）
2 昭和六十一年度から昭和六十三年度までの
各年度においては、第四条第一項の規定は、
第十三条第一項の規定による借入金のある年
度を除き、適用しない。
附則に次の一項を加える。
3 前項の場合においては、第三条中「次条第
一項又は第二項」とあるのは、「次条第二項」
とする。
第三章 文部省関係
（義務教育費国庫負担法の一部改正）
第十三條 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年
法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
附則第四項を次のように改める。
4 第二条第一号から第四号までに掲げる経費
（第一号及び第二号に掲げる経費にあつては、

退職年金及び退職一時金に係るものに限る。及び前二項に規定する経費のうち、政令で定める経費に対する昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における国の負担の割合については、同条（前二項の規定により同条の規定の例による場合を含む。）中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第十四条 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九項を次のように改める。

9 附則第五項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同項中「三分の二」とあるのは、「十分の五・五」とする。

附則に次の一項を加える。

10 第五條第一号から第三号までに掲げる経費（第一号に掲げる経費にあつては、退職年金及び退職一時金に係るものに限る。）並びに附則第六項及び第七項に規定する経費のうち、政令で定める経費に対する昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における国の負担の割合については、同条（附則第六項及び第七項の規定により同条の規定の例による場合を含む。）中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

（義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正）第十五条 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「十分の六」を「十分の六とし、当該市町村の設置するものを含め、昭和六十一年度及び昭和六十三年度にあつては、十分の五・五」に改める。

第四章 厚生省関係

（児童福祉法の一部改正）

第十六条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第七十三條の次に次の一條を加える。

第七十四條 第五十三條及び第五十五條の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、第五十三條中「十分の八」とあるのは「十分の五」と、第五十五條中「十分の一」とあるのは「十分の二・五」とする。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第十七條 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第五十五條の次に次の一條を加える。

（昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例）

第五十六條 第三十七條の二の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条第一号から第四号までの規定中「十分の八」とあるのは、「十分の五」とする。

（精神衛生法の一部改正）

第十八條 精神衛生法（昭和二十五年法律第二百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和六十年度」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

（生活保護法の一部改正）

第十九條 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項の見出し中「昭和六十年度」の下に「から昭和六十三年度まで」を加え、同項中「昭和六十年度」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

（結核予防法の一部改正）

第二十條 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十六條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第五十七條第二号中「第五十一條第一号」を「第五十一條第二号、第四号」に改め、「事業者である都道府県が行う健康診断に要する費用及び」を削り、同条第三号を削る。

附則第八項の見出し中「昭和六十年度」の下に「から昭和六十三年度まで」を加え、同項中「昭和六十年度」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

（麻薬取締法の一部改正）

第二十一條 麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二十項の見出し中「昭和六十年度」の下に「から昭和六十三年度まで」を加え、同項中「昭和六十年度」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

（売春防止法の一部改正）

第二十二條 売春防止法（昭和三十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

（昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例）

7 第四十條第一項及び第三項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、これらの規定中「十分の八」とあるのは、「十分の五」とする。

（精神薄弱者福祉法の一部改正）

第二十三條 精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

（昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例）

6 第二十六條第一項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同項第一号及び第二号中「十分の八」とあるのは、「十分の五」とする。

（児童扶養手当法の一部改正）

第二十四條 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

（昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例）

7 第二十一條の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用につ

いては、同条中「十分の八」とあるのは「十分の七」と、「十分の二」とあるのは「十分の三」とする。

（老人福祉法の一部改正）

第二十五條 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八條を次のように改める。

（昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例）

第八條 第二十四條第一項及び第二十六條第一項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、第二十四條第一項中「十分の二」とあるのは「二分の一」と、第二十六條第一項中「十分の八」とあるのは「二分の一」とする。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第二十六條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項の見出し中「昭和六十年度」の下に「から昭和六十三年度まで」を加え、同項中「第二十五條」の下に「（第二十六條の五において準用する場合を含む。）」を、「昭和六十年度」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

（母子保健法の一部改正）

第二十七條 母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一條を加える。

（昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例）

第十八條 第二十一條第二項及び第二十七條第三項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、これらの規定中「十分の八」とあるのは、「十分の五」とする。

（老人保健法の一部改正）

第二十八條 老人保健法（昭和五十七年法律第八

十号)の一部を次のように改正する。

第四十九條及び第五十二條中「を、医療に關する事務の執行に要する費用(前條第一項の交付金をもつて充てるものを除く。）」についてはその二分の一を削る。

(國民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九條 國民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第九十七條第一項中「附則第九十九條まで」を附則第九十九條の二までに改める。

附則第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條の二 附則第九十七條第一項又は附則第九十八條の規定によりなお従前の例によることとされる旧法による福祉手当の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における支給に要する費用については、旧法第二十五條中「十分の八」とあるのは「十分の七」と、「十分の二」とあるのは「十分の三」とする。

第五章 農林水産省關係

(漁港法の一部改正)

第三十條 漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七條を次のように改める。

7 水産業協同組合以外の者が施行する漁港修築事業に要する費用についての第二十條第二項及び第三項並びに附則第二項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同條第二項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の六十(北海道以外の地域の第三種漁港の係留施設については、百分の五十)」とあるのは「百分の五十」と、「百分の八十」とあるのは「百分の二」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の六十」と、「については百分の六十」とあるのは「については百分の五十」と、同條第

三項中「百分の六十」とあるのは「百分の五十」と、附則第二項中「百分の九十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の六十」とする。

(森林法の一部改正)

第三十一條 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「除く」の下に「次項において同じ」を加え、附則に次の一項を加える。

4 保安施設事業に要した費用についての第四十六條の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同條第一項中「三分の一」とあるのは「十分の四」と、同條第二項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

第六章 運輸省關係

(港灣法の一部改正)

第三十二條 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

(昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例)

11 第四十二條第二項及び第三項、第四十三條並びに第五十五條の六第一項及び第三項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、第四十二條第二項中「十分の十」とあるのは「十分の八」と、「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と、同條第三項中「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と、「十分の二・五」とあるのは「十分の四」と、第四十三條第一号中「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と、第五十五條の六第一項及び第三項中「十分の六」とあるのは「十分の五・五」とする。

12 第五十二條第二項において準用する第四十二條第二項及び第三項、第五十二條第三項、第五十五條の六第四項において準用する同條第一項並びに同條第五項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、第四十二條第二項中「十分の十」とあるのは「十分の九」と、「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、同條第三項中「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、「十分の二・五」とあるのは「三分の一」と、第五十二條第三項第一号中「十分の二・五」とあるのは「三分の一」と、第五十五條の六第一項及び第三項中「十分の六」とあるのは「十分の五・五」とする。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

適用については、第四十二條第二項中「十分の十」とあるのは「十分の九」と、「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、同條第三項中「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、「十分の二・五」とあるのは「三分の一」と、第五十二條第三項第一号中「十分の二・五」とあるのは「三分の一」と、第五十五條の六第一項及び第三項中「十分の六」とあるのは「十分の五・五」とする。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第三十四條 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

特例
2 昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度においては、第五十條(第五十六條第一項において準用する場合を含む。及び第八十二條第二項の規定は、適用しない。
3 前項の場合においては、自動車損害賠償責任再保險特別會計法(昭和三十年法律第三百三十四号)第四條第一項中「保障勘定への繰入金」とあるのは「保障勘定への繰入金、法の規定による自動車損害賠償責任再保險事業及び自動車損害賠償責任共済保險事業の業務の取扱に關する諸費に充てるための業務勘定への繰入金」と、同法第六條中「法第五十條(法第五十六條第一項において準用する場合を含む。及び法第八十二條第二項の規定による一般會計からの繰入金、保障勘定からの繰入金及び附屬雜收入」とあるのは「保障勘定及び保障勘定からの繰入金並びに附屬雜收入」とする。
附則第四項の前に見出しとして「(他の法律の改正)」を付する。
(空港整備法の一部改正)
第三十五條 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
附則第三項を次のように改める。
(昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例)
3 第六條第一項並びに第八條第一項及び第四項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、第六條第一項中「百分の七十五」とあるのは「三分の二」と、「百分の二十五」とあるのは「三分の一」と、第八條第一項中「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」と、同條第四項中「百分の七十五」とあるのは「百分の六十」とする。
(海岸法の一部改正)
第三十六條 海岸法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の見出し中「昭和六十年」の下に「昭和六十六年度」を加え、同項中「昭和六十六年度」の下に「昭和六十六年度」の各年度を加える。

(特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)

第三十七條 特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「昭和六十年」の下に「昭和六十六年度」を加え、同項中「昭和六十六年度」の下に「昭和六十六年度」の各年度を加える。

第七章 建設省関係

(砂防法の一部改正)

第三十八條 砂防法(明治三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十九條の次に次の一条を加える。

第五十條 第十三條第一項及第十四條第二項ノ規定ノ昭和六十一年度ヨリ昭和六十三年度迄ノ各年度ニ於ケル適用ニ付テハ第十三條第一項中「三分ノ二」トアルハ「十分ノ五・五」トシ第十四條第二項中「三分ノ一」トアルハ「十分ノ四」トシ但シ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ル砂防工事ニ此等ノ規定ヲ適用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(道路法の一部改正)

第三十九條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十年」の下に「昭和六十六年度」の各年度を加える。

(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正)

第四十條 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第六條の規定の昭和六十一年度から昭和六

十三年度までの各年度における適用については、同条中「三分の二」とあるのは、「十分の六(除雪に係る事業に要する費用にあつては、三分の二)」とする。

(地すべり等防止法の一部改正)

第四十一條 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第六條を次のように改める。

(昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例)

第六條 第二十八條第一項及び第二十九條第一項(第四十五條第一項において準用する場合を含む。)の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、第二十八條第一項中「三分の二」とあるのは「十分の六」と、「三分の一」とあるのは「十分の四」とし、第二十九條第一項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。ただし、災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係る地すべり防止工事についてはこれらの規定を適用する場合においては、この限りでない。

(道路整備緊急措置法の一部改正)

第四十二條 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を次のように改める。

5 第四條の規定の昭和六十一年度及び昭和六十二年度における適用については、同条中「改築については四分の三(土地区画整理事業に係るものにあつては、三分の二)」とあるのは「建設大臣が行う改築については三分の二(土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の六)、その他の改築については十分の六(土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の五・五)」とする。

(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正)

第四十三條 奥地等産業開発道路整備臨時措置法

(昭和三十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 第五條第二項の規定の昭和六十一年度及び昭和六十二年度における適用については、同項中「四分の三」とあるのは、「十分の六(建設大臣が行うものにあつては、三分の二)」とする。

(河川法の一部改正)

第四十四條 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 第六十條の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条第一項中「三分の一」とあるのは「十分の四」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

(河川法施行法の一部改正)

第四十五條 河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 第五條の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条中「新法第六十條」とあるのは、新法附則第三項の規定により読み替えられた新法第六十條と、「三分の一」とあるのは「十分の四」と、「四分の一」とあるのは「三分の一」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)

第四十六條 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

ついで、同項中「三分の二」とあるのは、「十分の五・五」とする。

第八章 自治省関係

(新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第四十七條 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の前の見出し中「昭和六十年」の下に「昭和六十六年度」を加え、同項中「昭和六十六年度」の下に「昭和六十六年度」の各年度を加える。

附則第四項中「対する昭和六十年」の下に「昭和六十六年度」を加え、同項中「昭和六十六年度」の下に「昭和六十六年度」の各年度を加える。

附則第五項中「昭和六十年」の下に「昭和六十六年度」を加える。

(公務の防止に関する法律の一部改正)

第四十八條 公務の防止に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第七條を次のように改める。

(昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例)

共同体に対し、その事務又は事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

附則

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特別に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特別に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特別に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十一年度以前年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特別に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年

度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 第二十条（結核予防法附則第八項の改正規定を除く。）及び第二十八条の規定による改正前の法律の規定による昭和六十一年度以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助（当該国の補助に係る都道府県の補助を含む。）で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

理由

最近における財政状況、社会経済情勢の推移及び累次の臨時行政調査会の答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図るため、国の負担金、補助金等に関する臨時特例等の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。